

【市川市剣道連盟_審判講習会資料】

審判員の基本

1. 剣道試合・審判規則について

- ・ 試合規則：試合者が公明正大に（私意なく正しく）試合を行うための諸条件。
- ・ 審判規則：適正公平に試合を行うための手続き法。
 - 適正公平：ルール（手続き）に則り、片寄りがないこと。
 - 規則上の禁止行為（第 15～17 条）を見極め、取ること（違法、不当の排除）。

2. 審判員の意義と任務

- ・ 意義：剣道のあり方を望ましい方向に指導する
 - 正確に判定する（有効打突の見極めと所作は両輪）。
 - 審判が良くなれば試合が良くなる、試合が良くなれば剣道が良くなる、という考え方。
- ・ 任務：試合の円滑な運営（表示、発声）。

3. 審判員の心構え

- ・ 公平であること（例：自分のチームの審判は遠慮する。一方の試合者のみを見ない）。
- ・ 独自性に陥らない客観性のある判定をすること。
- ・ 規則を熟知し、審判法に精通すること。
- ・ 健康体であること。
- ・ 自ら稽古する、審判をする。

4. 審判における留意事項

1. 正確な判定

- ・ 有効打突の条件：剣道試合・審判規則第 12 条（氣勢、姿勢、打突部位、残心）。
- ・ 有効打突の判定：間違えないこと（決して勝者を敗者にしないこと）。
 - 姿勢を崩した打突やごまかしの打突などを取らず、正しい打ちを一本とする。
 - 見苦しい打突やしのぎで打った打突などを一本にしない。

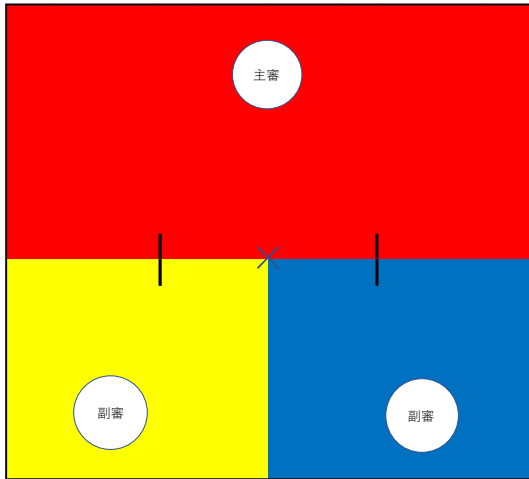
2. 禁止行為の厳正な判断と処置

- ・ 行為の原因と結果を正しく見極め、禁止行為に対し適正に処置する（※迷ったら合議をかける）。
 - 竹刀や足の場外：瞬間的に判断できなければ「止め」をかけて合議で判断。
 - 竹刀が回った時：直すのは主審のみ可。副審は試合中断時に主審へ伝える。
 - 押し合いとなった時：危険がある時は「止め」をかける。

3. 審判員の位置取り

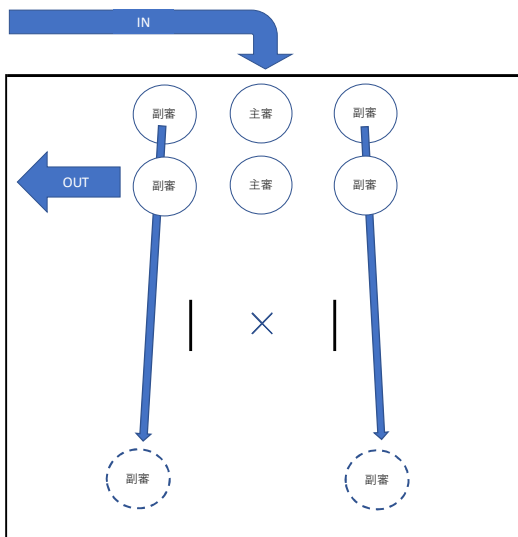
- ・ 開始時に副審が開始線の外側を通る二等辺三角形を極力維持する。
 - よく見える位置取りをする（試合者の動きを先読みして動く）。
 - 副審は両試合者の小手が見える位置に立つ（※特に鏝競合いなど試合者の接近時に注意）。
 - 片側に審判が偏った場合、「止め」をかけて元へ戻す。
- ・ 審判の移動は弧を描かず、直線的に動く（切り込む）。

～主審および副審の移動範囲イメージ～

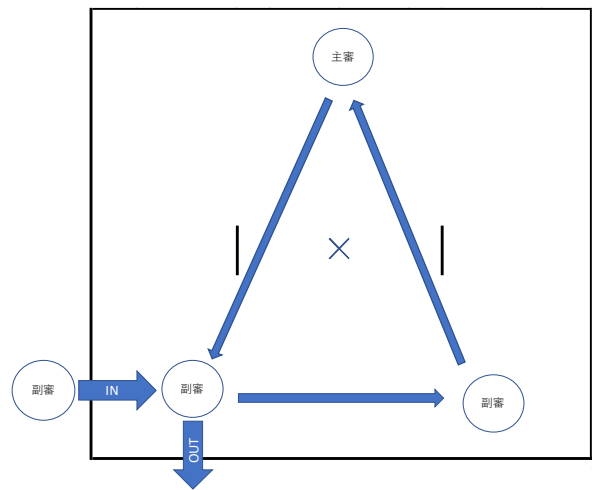


～審判交替時の動き方～

(団体戦の一例)



(個人戦の一例)



4. その他

- ・ 服装（清潔に）：上衣は紺色（無地）、ワイシャツは白色（無地）、ネクタイはえんじ色（無地）
ズボンは灰色（無地）、靴下は紺色（無地）



- ・ 審判旗の扱い：判定を下すものとして丁寧に扱う（振り回さない、綺麗に畳む等）
- ・ 控え（待機中）：椅子でも腕組みや足組みをしない。
判定等試合に関わる私語を慎む

5. 新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法

- (1) 意図的な時間空費や防御姿勢（勝負の回避）による相手に接近するような行為は、規則第1条に則り反則を適用する。
- (2) 「つば（鰐）競り合い」あるいは相手と接近した場合は、試合者は積極的に技を出すか、積極的に解消するように努力しなければならない。試合者は、審判員の「分かれ」や「止め」の宣告を待つのではなく試合者双方で分かれる努力をする。
- (3) 「つば（鰐）競り合い」解消に至る時間は「一呼吸（目安としておよそ3秒）」とする。
- (4) 相互に分かれようとしている途中に技を出さない。この場合は技を出しても有効打突とはしない。分かれようと見せかけて打突する行為は反則を適用する場合がある。また、分かれる途中に相手の竹刀を「叩いたり」「巻いたり」「押さえつけたり」「逆交差」をしない。（審判員は状況や原因を踏まえた上で合議により判断する）。
- (5) 試合者は、分かれる場合は剣先が完全に触れない位置まで互いに分かれる。
- (6) 分かれる場合は剣先を開いたり、下げて分かれぬ。
- (7) 「つば（鰐）競り合い」を解消する場合は双方がバラバラに下がらない。また、双方が徐々に下がるのではなく、正しい「つば（鰐）競り合い」から鰐と鰐で競り合う（押し合う）力を利用して一気に下がる。
- (8) マスクの着用について
 - ① 選手：面マスクまたはシールドを着用する。
 - ② 審判員：マスクは着用しない。ただし控え席でのマスク着用は個人の判断とする。

（出所：全日本剣道連盟ホームページ）

6. 審判員の宣告と旗の表示方法

◆ 開始・再開・中止

事項	宣告	旗の表示	要領
試合を開始するとき	「始め」	両旗は体側	 図 1
試合を再開するとき	「始め」	同上	 図 1
試合を中止するとき	「止め」	両旗は真上に上げる	 図 6

◆ 有効打突

事項	宣告	旗の表示	要領
有効打突を認めたとき	「面、小手、胴、突きあり」	旗を体側斜め上方に上げる	 図 2

事項	宣告	旗の表示	要領
有効打突を認めないとき		両旗を前下で左右に振る	 図 3
棄権をするとき		両旗を前下で交差させ停止する	 図 4
有効打突を取り消すとき	「取り消し」	両旗を前下で左右に振る	 図 3
2 本目を開始するとき	「2 本目」	上げた旗を下ろす	 図 2
両者 1 本 1 本になったとき	「勝負」	同上	 図 2

◆ 勝敗の決定

事項	宣告	旗の表示	要領
勝敗が決したとき	「勝負あり」	上げた旗を下ろす	 図 2
延長戦になったとき	「延長・始め」	両旗は体側	 図 1
1 本勝ちしたとき	「勝負あり」	有効打突を認めたときと 同じ	 図 2
1. 判定を宣告するとき 2. 判定勝ちしたとき	1. 「判定」 2. 「勝負あり」	1. 同上 2. 上げた旗を下ろす	 図 2

事項	宣告	旗の表示	要領
			 図 2
不戦勝ちしたとき	「勝負あり」	有効打突を認めたときと 同じ	 図 2
勝敗が決しないとき	「引き分け」	両旗を前上で交差させ停 止する	 図 5
試合不能のとき	「勝負あり」	有効打突を認めたときと 同じ	 図 2
抽選により勝敗が決したと き	「勝負あり」	同上	 図 2

事項	宣告	旗の表示	要領
代表者戦のとき	「始め」	両旗は体側	 図 1

◆ 合議

事項	宣告	旗の表示	要領
審判員が合議をするとき	「合議」	両旗を右手で真上に上げる	 図 8
合議の結果		主審は旗で表示する	

◆ 反則

事項	宣告	旗の表示	要領
薬物を使用したとき	「勝負あり」	有効打突を認めたときと同じ	 図 2

事項	宣告	旗の表示	要領
非礼な言動をしたとき	「勝負あり」	同上	 図 2
不正用具を使用したとき	「勝負あり」	同上	 図 2
両者同時に不正用具を使用したとき	「両者負け」	両旗は体側	 図 1
相手に足を掛けまたは払ったとき	「反則〇回」	旗を斜め下方に上げる ※反則回数を指で示す	 図 9
相手を不当に場外に出したとき	同上	同上	 図 9

事項	宣告	旗の表示	要領
場外に出たとき	同上	同上	 図 9
竹刀を落としたとき	同上	同上	 図 9
不当な中止要請をしたとき	同上	同上	 図 9
同時反則のとき	同上	両旗を斜め下方に上げる	 図 10
その他、この規則に反する行為をしたとき	同上	旗を斜め下方に上げる ※反則回数を指で示す	 図 9

事項	宣告	旗の表示	要領
反則を 2 回したとき	「反則 2 回」を指で 示し「1 本あり」	有効打突を認めたときと 同じ	 図 2
相殺のとき	「相殺」 ※2 回目以降「同 じく相殺」	両旗を前下で左右に振 る	 図 3

◆ 分かれ

事項	宣告	旗の表示	要領
1. つば(鰐)競り合いがこ ちやく(膠着)したとき 2. 継続させるとき	1. 「分かれ」 2. 「始め」	1. 両旗を前方に出す 2. 両旗を下ろす	 図 7  図 7

◆ 負傷・事故・棄権

事項	宣告	旗の表示	要領
負傷・事故・棄権などによって試合が継続できなくなったとき	「勝負あり」	有効打突を認めたときと同じ	 図 2

(出所：全日本剣道連盟ホームページ)

以 上